（資料2）

御説明資料

平成２９年１２月６日
金融庁

～ 目次 ～

1．仮想通貨に関連する事項　P1

1－1．仮想通貨に係る法制度の整備　P1～2

1－2．仮想通貨に係る監督上の対応　P4～7

2．サーバ型電子マネーに関連する事項　P8～14

3．フィンテックに関連する事項　P15

3－1．平成28年度銀行法等の一部を改正する法律の概要　P16

3－2．平成29年度銀行法等の一部を改正する法律の概要　P17～20

3－3．今後の検討課題　P21

１．仮想通貨に関連する事項

１－１．仮想通貨に係る法制度の整備

１．MT GOXの事案について

○ 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX社が破産手続開始（破産手続開始時、約48億円の債務超過）

○ 同社代表者は、平成27年、業務上横領（ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等）等の容疑で逮捕

２．国際的な議論の状況

○ FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27年6月）
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

３．日本における法制度の整備状況

法制度の概要

○ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

○ 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備

- ■利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- ■最低資本金・純資産に係るルール
- ■当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
- ■利用者に対する情報提供
- ■分別管理及び財務諸表についての外部監査
- ■システムの安全管理

○ マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け

- ■口座開設時における本人確認
- ■疑わしい取引に係る当局への届出
- ■本人確認記録、取引記録の作成・保存
- ■社内体制の整備

参考　主な規制のまとめ

規　制	資金決済法	資金決済法施行令 ・ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令	
参入規制	登録義務（63条の２）	—	
	登録要件（63条の５　１項各号） ・ 株式会社要件 ・ 体制整備義務 ・ 役員適格要件　等	財務要件（府令9条各号） ・ 資本金1千万円以上　・ 純資産が負でない 仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者 （政令20 条の2）	
禁止行為	名義貸しの禁止（63条の7） 外国仮想通貨交換業者の勧誘禁止（63条の22）	—	
行為規制	情報･システムの管理義務（63条の8）	システムの安全管理措置（府令第12条） 情報漏えい等の防止措置（府令第13、14条）	
	委託先管理（63条の9）	委託業務を適正かつ確実な遂行を確保するための措置（府令15条）	
	仮想通貨と法定通貨の誤認防止の説明義務 （63条の10）	説明事項（府令16条各号） ・ 法定通貨ではない ・ 価値が保証されていないこと　等	
	利用者への情報提供義務（63条の10）	情報提供事項（府令17条１･２項各号） ・ 商号及び住所 ・ 取り扱う仮想通貨の概要 ・ 取引内容、手数料の説明 ・ 損失リスクなどの重要事項説明　等	書面等による 情報提供 （府令16･17条）
		受領情報の提供（府令17条３項） ・ 遅滞なく	
		取引履歴･残高情報の提供（府令17条４号） ・ 継続取引の場合 ・ 最低３ヶ月に１回以上	
利用者 財産保護	分別管理義務（63条の11）	分別管理の方法（府令20条など） ・ 金銭の場合：銀行等の預貯金･元本補填付き金銭信託（府令20 条1項） ・ 仮想通貨：区分管理（府令20条2項）	
	分別管理監査義務（63条の11第２項）	分別管理監査の頻度（府令23条） ・ 年１回以上 分別管理監査の規則（府令23条） ・ 日本公認会計士協会業種別実務指針第55号を告示指定（意見公募手続中）	
報告書等	帳簿の作成･保存義務（63条の13） 報告書提出義務（63条の14）	法定帳簿（府令26条など） 報告書の提出期限、添付書類（府令29条、30条）　等 ・ 仮想通貨交換業に関する報告：年１回、財務監査報告書を添付 ・ 利用者財産の管理に関する報告：年４回、分別管理監査報告書を添付	
行政処分･罰則	報告徴求、立入検査、業務改善命令、登録取消し等 （63条の15～63条の17）	—	

１－２．仮想通貨に係る監督上の対応

(1) 消費者保護に関する施策

Ø **事務ガイドラインの策定･公表**

利用者の保護を図るため、利用者への説明態勢や預託した金銭･仮想通貨の分別管理態勢などについてガイドラインを作成。

Ø **登録の厳格化**

仮想通貨交換業者の登録審査にあたり、体制など形式面のみならず、システム専門官などによるシステムの安全性の検証など、実質的な審査を実施

Ø **消費者トラブルが増加していることを踏まえ、消費者庁、警察庁と連携して、利用者向けた注意喚起を実施**（平成２９年９月２９日）

Ø **仮想通貨に関連する新たな取引･サービス（ＩＣＯ（Initial Coin Offering））の登場を踏まえ、利用者へ向けた注意喚起を実施**（平成２９年１０月２７日）

Ø **金融庁ウェブサイトに仮想通貨に関する問い合わせ窓口などを記載した特設コーナーを設置**

Ø **無登録業者等に対する照会書等の発出や消費者庁、警察庁と連携した対応**

Ø **仮想通貨モニタリングチームの設置**

上記施策の実施や仮想通貨交換業者のモニタリング、仮想通貨市場の動向把握を行うため、専門チームを設置

(2) 仮想通貨市場のモニタリングについて

Ø 仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など、仮想通貨市場では様々な動きが見られている。

Ø 「金融行政方針」に以下の内容を記載。

(平成29事務年度金融行政方針(抜粋))

・ イノベーション促進と利用者保護等のバランスに留意しつつ、仮想通貨市場の動向等を注視するとともに、仮想通貨交換業者において適切な業務運営体制が整備されているかモニタリングしていく必要がある。

・ 具体的には、仮想通貨交換業者において、仮想通貨を取り巻く環境の変化に応じて利用者に対する適切な説明・情報提供など利用者保護を図るための態勢が整備されているか検証する。

Ø 金融庁では上記方針を踏まえ、金融庁参与の指導のもと以下の取組を実施。

①仮想通貨市場の情報収集と内容の分析

②仮想通貨市場の動向を踏まえた仮想通貨交換業者に対する適時・適切なヒアリング及び態勢の検証

③仮想通貨に関する有識者との定期的な意見交換

(3) 消費者トラブルの現状・課題及び対策①

＜仮想通貨に関連するトラブルの現状＞

- Ø 「金融サービス利用者相談室」、「PIO－NET」における仮想通貨に関する相談件数が大幅に増加
- Ø 仮想通貨に関連した不正送金事犯が急増
  （29年上半期の認知件数は23件、被害額約5，920万円相当（29年9月警察庁公表））

金融サービス利用者相談室における仮想通貨に関する相談受付状況

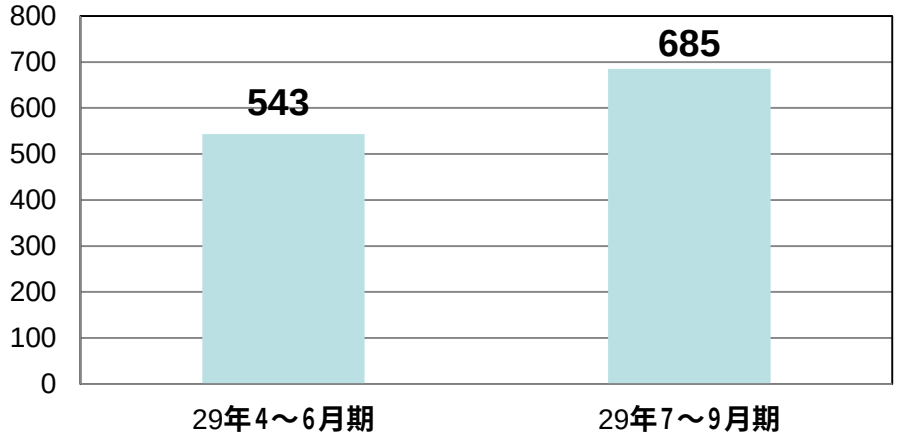

（出所）金融庁作成

PIO-NETにおける仮想通貨に関する相談受付状況

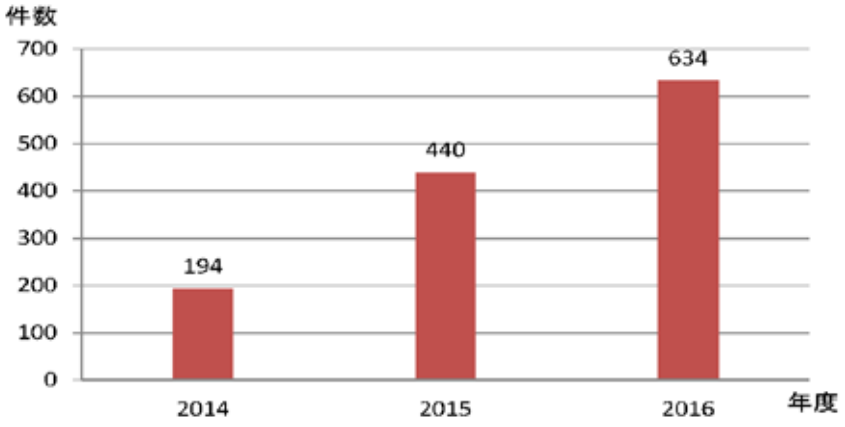

（出所）独立行政法人国民生活センター公表（「知人からの勧誘、セミナーでの勧誘による仮想通貨の購入トラブルにご注意」（平成29年3月30日））

(3) 消費者トラブルの現状・課題及び対策②

＜課題＞

- Ø 仮想通貨の利用者に対する更なる注意喚起の必要
- Ø 登録業者における利用者への適切な説明の徹底
- Ø 無登録業者等に係る情報収集及び被害を食い止めるための迅速な対応

＜対策＞

- Ø 利用者へ向けた注意喚起を実施（平成２９年９月、１０月）
- Ø 相談窓口の明確化（金融庁利用者相談室、消費者ホットライン、警察庁相談窓口）
- Ø 登録業者に対しては、利用者に対する説明態勢が適切に機能しているか、オン・オフ一体のモニタリングを実施
- Ø 無登録業者等に対する照会書等の発出
- Ø 無登録業者等に関し、消費者庁、警察庁との適切な連携

2．サーバ型電子マネーに関連する事項

(1) 電子マネーに関する事務ガイドラインの改正の概要と、その運用状況
発行者におけるIDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況等①

【事務ガイドライン改正（平成28年8月4日）の概要】

架空請求等でサーバ型前払式支払手段のIDの詐欺被害の増加を踏まえ、苦情処理体制の整備を明確化するための資金決済法改正を行うとともに、IDの詐欺被害防止及び回復に向けた態勢整備等について以下のとおり監督上の着眼点を追加。

- Ø 被害者からの申出等、詐欺被害に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、詐取された前払式支払手段を特定し、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずるための態勢整備

- Ø 利用停止を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、被害者の財産的被害を迅速に回復するため、返金手続等について円滑かつ速やかに処理するための態勢整備

- Ø 被害発生状況のモニタリングや分析を通じた架空請求等詐欺の手口に応じた措置（例えば、ウェブサイトや販売端末、店頭に陳列する電子マネーにおける注意喚起の表示、悪用されている電子マネーの販売上限額の引下げなど販売方法の見直し等）を迅速かつ適切に講ずるための態勢整備

(1) 電子マネーに関する事務ガイドラインの改正の概要と、その運用状況
発行者におけるIDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況等②

【事務ガイドラインの改正等を踏まえた当庁の取組】

- Ø コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性など悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行業者主要約１０先に対して、改正した事務ガイドラインに基づき、IDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況等について、モニタリングを実施。
- Ø 加えて、上記主要約１０先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。
- Ø 返金状況については、平成29年上半期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約8億円のうち、被害申出前に使用されてしまった電子マネーを除き、使用される前であった電子マネーの残高約1.3億円の返金を実行していることを確認。
- Ø 更に、特に被害件数･金額が多い発行者に対し、２９年3月及び9月にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。
- Ø その他、関係省庁と連携し、IDの詐欺被害防止に係る注意喚起等を実施。
- Ø 引き続き、ヒアリング等を通じて重点的に把握するとともに、IDの詐欺被害防止に向けて、より一層の取組を指導していく。

(1) 電子マネーに関する事務ガイドラインの改正の概要と、その運用状況
発行者におけるIDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況等③

【IDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況等】

発行者におけるIDの詐欺被害防止及び回復に向けた体制の整備状況については以下のとおり。

- Ø IDの詐欺被害防止のため、ウェブサイトや販売端末等での注意喚起の表示の取組等を行っている。
- Ø 苦情相談窓口を新たに設置するなど被害者の申出等を速やかに受け付ける体制を整備している。
- Ø 被害者からの申出等から詐取されたIDを特定し、迅速な利用停止を行うため、社内規程の策定等を行っている。
- Ø 財産的被害の迅速な回復に向けた返金手続に係る社内規定の策定等を行っている。

(2) 依然として続発する詐欺的行為（プリカ詐欺）での悪用の実態と課題①

Ø 消費者への注意喚起等啓発活動に取り組んではいるものの、全国の消費生活センター等に寄せられた「電子マネーに関する相談」は依然として多数寄せられていること、また、電子マネー型特殊詐欺の認知件数及び被害金額も増加している。

(2) 依然として続発する詐欺的行為（プリカ詐欺）での悪用の実態と課題②

【最近の具体的な事例】

Ø **「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキを用いた詐欺事案**
（国民生活センター公表（平成29年5月1日））

・消費者に対して過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」などと脅して不安にさせたうえで、最終的にコンビニでプリペイドカードを購入させた事例。

【現状の対応及び課題】

Ø **発行者においては、販売端末の画面や、店頭に陳列するプリペイドカードの裏面で注意喚起文を表示。**

Ø **コンビニエンス事業者においては、高額又は大量の電子マネーを購入しようとする客へ従業員から注意喚起の声かけを実施。**

⇒ **こうした注意喚起の実施にも関わらず、上記事例のように、消費者は不安をあおられ、パニックに陥いることにより、支払ってしまうケースが多いため、注意喚起以外の詐欺被害防止策、例えば、販売店舗1店舗あたり販売枚数・金額の引き下げや購入金額の上限設定等が可能か、今後検討していく。**

(3) さらなる注意喚起をはじめとした、関係省庁との取組等

【注意喚起等に係る当庁の取組】

- Ø 平成27年5月より当庁ウェブサイトにおいて、「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意ください！」を掲載。
- Ø 平成28年6月より政府インターネットテレビにおいて「プリペイドカード詐欺に注意！！～「カードのID番号を教えて」は危ない！～」を公開し、注意喚起を実施。
- Ø 平成28年1月に金融の基礎知識をまとめたガイドブック（「基礎から学べる金融ガイド」）を改定する際に、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加。
- Ø 改定したガイドブックを活用し、消費者庁や金融広報中央委員会のウェブサイトへのガイドブックの掲載、財務局等による金融知識普及のための出張講座等における注意喚起等、関係者と連携しながら取組を実施。

【関係省庁等と連携した取組等】

- Ø 平成28年1月、一般社団法人フランチャイズチェーン協会に対して、金融庁等関係省庁の連名により、高額購入者等への声かけなどの協力を要請。
- Ø 警察庁・日本資金決済業協会等との定期的な意見交換を行い、発生している架空請求等詐欺の手口に関する情報交換等を実施するとともに、その手口に応じた対応策等を協議。
- Ø 被害件数・金額の多い発行者に対して、警察庁及び金融庁で合同ヒアリングを実施。

３．フィンテックに関連する事項

3－1．平成28年度銀行法等の一部を改正する法律の概要

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年５月25日成立
６月３日公布
平成29年４月１日施行

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- グループ内の会社相互の利益相反の調整
- グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- 金融関連IT企業等への出資の容易化
- 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- 口座開設時における本人確認の義務付け　等

利用者保護のためのルールの整備

- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

平成29年度銀行法等の一部を改正する法律の概要①

平成29年５月26日成立
６月２日公布

背景・問題意識等

フィンテック（金融×IT）の動きが世界的規模で加速

⇩

利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備

日本では、銀行システムによるネットワークが高度に発達。電子マネー等の様々な決済サービスが登場する中でも、そのファイナリティ付与には銀行預金の決済機能が広く利用されている。

⇩

日本においては、例えば、銀行のネットワークを活かして、フィンテック企業の先進的なアイディアや技術を、実際の金融サービスへとつなげていくことなどが考えられる。

平成29年度銀行法等の一部を改正する法律の概要②

システム接続の現状

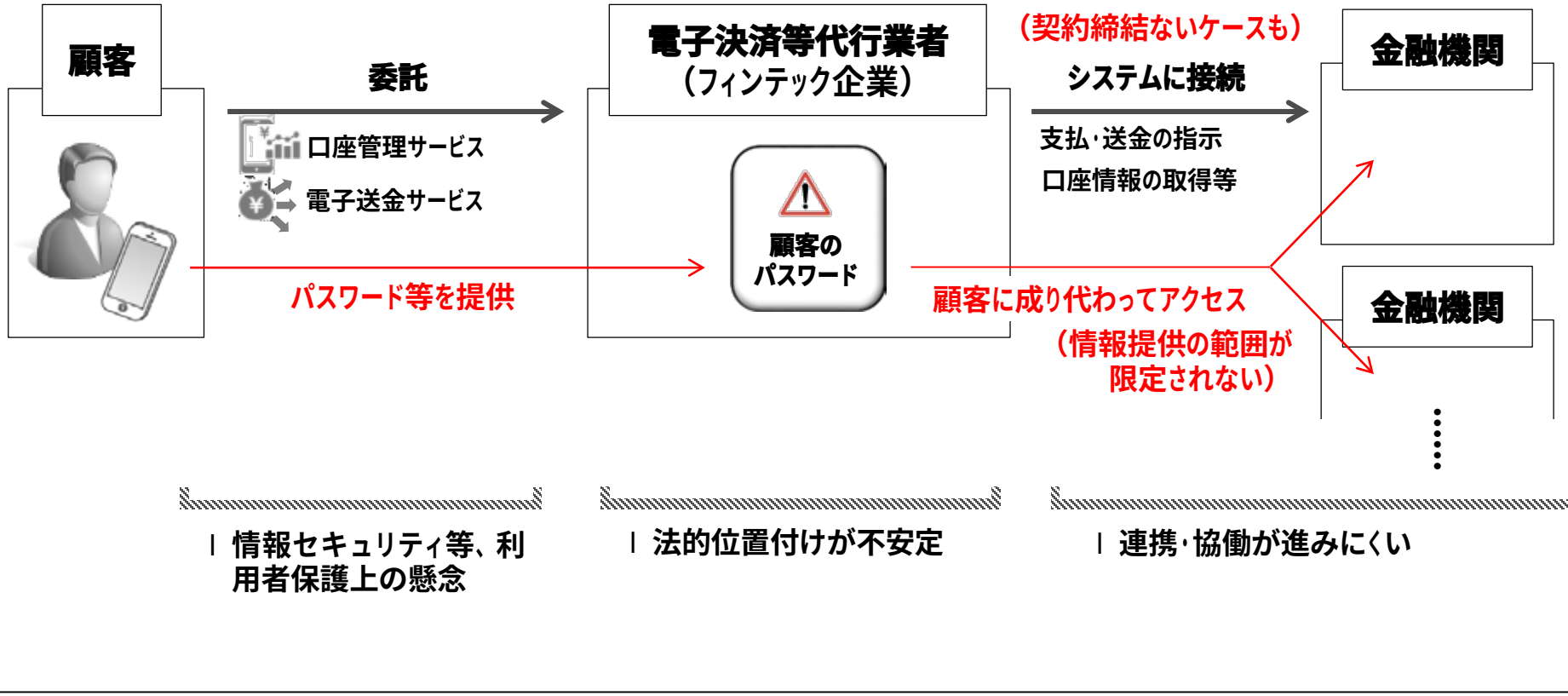

平成29年度銀行法等の一部を改正する法律の概要③

制度的枠組みの整備

顧客が金融機関にサービスの利用申請

顧客

委託

口座管理サービス

電子送金サービス

（パスワード等は提供しない）

電子決済等代行業者
（フィンテック企業）

（顧客のパスワード等は用いず）

契約締結

接続方式の開放（オープンAPI）

安全にシステムに接続

支払･送金の指示

口座情報の取得等

（情報提供の範囲を限定）

金融機関

金融機関

- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備　等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
  - 連携･協働に係る方針の策定･公表
  - 接続に係る基準の策定･公表

- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定･公表

API（Application Programming Interface）：他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

金融審議会　金融制度スタディ･グループ

諮問　（2017年11月16日金融審議会総会）

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別･横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

メンバー

座長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	植田 健一	東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科)
	大野 英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	加毛　明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	後藤　元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	坂　勇一郎	弁護士 (東京合同法律事務所)
	田中　正明	PwCインターナショナル シニア　グローバル　アドバイザー
	戸村　肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	舩津　浩司	同志社大学法学部教授
	松井　秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下　哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー	林 尚見	一般社団法人全国銀行協会企画委員長 (株式会社三菱東京UFJ 銀行常務執行役員)
	鳥海 厳	一般社団法人国際銀行協会事務局次長
	新井　聡	日本証券業協会証券戦略会議副議長 (野村證券株式会社執行役専務 (企画管理統括))
	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	堀田 秀之	財務省大臣官房信用機構課長
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	中尾根 康宏	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略･五十音順)

平成29年11月29日時点

Ø 平成29年11月29日　「金融制度スタディ･グループ」第一回会合を開催

3－3．今後の検討課題

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）・複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大
- ファンド等の主体による、銀行に類似した金融仲介（シャドー・バンキング）が拡大
- 金融環境が変化する中、多くの金融機関はビジネスモデルの再構築を図っているが、その際、制度面での障害があれば、除去していく必要
- さらに、将来的には、デジタル通貨の出現等が金融システムを大きく変革させる可能性

現行法制の特徴と課題

① 業態ごとに法令（業法）が存在し、機能・リスクが類似したサービスでも、行為主体（業態）によってルールが異なる

- 業態をまたいだビジネス選択の障害となりかねない
- 規制が緩い業態への移動や業態間のすき間の利用等を通じ、規制を回避する動きが生じかねない

② 金融に関する統一的な基本的概念・ルールが存在しない

- 「金銭」等の基本的概念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改正して対応する必要

③ 各業法に、環境の変化に対応していない規制が存在する可能性

- ITを活用した合理化やITに対抗した合理化などが、固有の規制によって円滑に実現できない可能性

検討の方向性

① 同一の機能・リスクには同一のルールを適用

- 例えば、金融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」などに分類し、機能・リスクに応じたルールの適用を検討

② 金融に関する基本的概念・ルールを横断化

- 金融規制における定義の横断化の検討

③ 環境の変化に対応すべく規制を横断的に見直し